

## 『本邦水道事業ニ関スル調査』

東京市政調査会 [編]

1932年 B5判 / 396頁 図書番号 OD-0080

本書は、東京市政調査会が『公益企業法案』(1931 [昭和6] 年) を立案した際の基礎資料のひとつである。国内の六大都市と主要都市の公営と私営の水道事業者に調査票を送付し、その回答である水道条例や統計数値を、全8章と付表に取りまとめたものである。

第1章は現行制度下における水道事業について述べる。旧来は水道事業に対しては、地方命令による警察的取締りを行うに過ぎなかったが、1885(明治18)年のコレラ大流行が政府に近代水道を普及させる必要性を痛感させ、議会開会を待たずして1890年2月に水道条例が公布された。これにより、水道事業は市町村の公費事業として国庫補助により施設すべきものとされた。水道事業者は条例や規則により、水源の位置、給水区域や料金など企業経営に関することを規定しなければならないとされた。

第2章は事業の概況である。欧米式工法による上水道は横浜水道を嚆矢としている。水道条例によるものは1895年に竣工した大阪市が最初で、広島市、東京市などがこれに続いた。1930年時点では水道数373、給水戸数226万戸、普及率は約19%であるとする。

第3章では、事業の創設理由や創業経過、拡張計画について各市の状況を詳述している。何れも用水汚染の対策として施設され、消防用を兼ねているという。

第4章は料金制である。水道条例では、水道を敷設しようとする者は、その目論見書に水量や価格、徴収方法を記載して内務大臣の認可を受けるとされる。市営水道事業においては、料金を条例により定めることとされるので、その変更もまた条例の変更手続きを執る。料金制はかつて放任給水制が多かったが、最近(調査時)は計量給水制が増え、各市とも家事用と官公署・学校・病院用とに分けて設定し、最低使用量(料)と超過分を規定している。また、水料免除栓として公園や公衆便所などを挙げる。

第5章のサービスの状態では、試験研究機関設置の有無や、安定供給のための施策などについて各市の状況をまとめている。

第6章の事業の財政では、水道事業が国民の保健衛生上極めて重要な公共事務であることから国庫補助がなされているが、その額は工費の4分の1が限度であり、建設資金の大半は公債によって調達されているとする。建設費は巨額であり、また水路や堰堤は長期の寿命を有するが、現状では公債の償還期間が概ね短期であり、事業財政を圧迫する傾向があるので、公債の償還期間には特別の考慮を払う必要があるとする。

第7章の事業の管理では、水道事業の経営効率を良くすることが公益上重要であり、最も影響が大きいのは企業管理方法の良否であるとして、各市の職制、職員と現業員の任免と待遇、福利施設を比較する。第8章事業者間および事業者と地方公共団体との諸関係では、京都市が深草町や花園村に直接給水をした例などを紹介している。

水道の普及状況については、1908年より上水協議会が『上水道統計及報告』(図書番号 OM-339) にまとめ、毎年発行しているが、本書は水道事業の公益的使命を強く意識して、公益事業としての経営に焦点をあてた貴重な資料である。

(田村靖広・市政専門図書館司書課長)